

第6回 芦屋市水道事業経営審議会 会議録

日 時	平成25年10月19日(土) 9:30~11:45
場 所	芦屋市消防庁舎 3階会議室
出 席 者	会 長 政岡 勝治 会長職務代理者 西尾 宇一郎 委 員 小湊 雅子 " 矢野 和久 " 金岡 昌彦 " 北村 佳子 " 島津 久夫 " 津川 雅勇 " 野島 さゆり " 嶺山 洋子 " 安井 京子 " 山本 靖博 欠席委員 金木 友子 事 務 局 青田上下水道部長, 三井水道管理課長, 下岡水道業務課長, 山下水道工務課長, 谷牛上下水道部主幹(料金担当課長), 鵜飼水道管理課主査(経理担当), 竿尾水道工務課主査(施設担当), 柴田水道工務課主査(施設担当), 島村水道業務課主査(業務担当)
事 務 局	上下水道部水道管理課
会議の公開	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 部分公開 <非公開・部分公開とした場合の理由>
傍 聴 者 数	0人

I 会議次第

- 1 開会
- 2 議事
 - (1) 意見書について
 - (2) その他
- 3 閉会

II 提出資料

- 1 資料8 収益的収支見込みグラフ(現行制度)

III 審議経過

政岡会長) おはようございます。ただいまから第6回芦屋市水道事業経営審議会を開催いたします。

まず、事務局から委員の出欠状況、傍聴人の有無の報告、配付資料の確認をお願いいたします。

事務局三井) 本日は12名の委員がご出席です。欠席委員は金木委員でご都合により欠席の旨の連絡をいただいています。本日の傍聴者はいらっしゃいません。

配付資料は、会議次第、資料8「収益的収支見込グラフ（現行制度）」、これは、芦屋市水道ビジョン計画期間の平成37年度までの収益的収支を現行会計制度でグラフにまとめたものです。事前配付資料としまして、9月定例市議会で平成24年度決算を認定いただきましたので、平成24年度芦屋市水道事業決算書と決算概要を、それと、第1回審議会から第5回審議会での委員の皆様のご意見を事務局でまとめたものをお送りいたしています。意見書のまとめは、事務局でまとめているので、聞き漏れ等があるかもわかりませんが、そのご指摘も含めましてご意見よろしくお願ひいたします。

ご発言いただく場合は、お手数ですが挙手いただき、会長よりご指名を受けてからご発言いただきますようよろしくお願ひします。

政岡会長) それでは、会議に入りますので、事務局から説明をお願いします。

事務局三井) 資料8は、芦屋市水道ビジョンの計画期間である平成37年度までの収益的収支見込みを現行会計制度で棒グラフにしたものです。平成23年度から26年度までは県公社からの水利負担金収入もありまして収入の方が多くなっていますが、平成27年度は収入が約20億7,600万円、支出が約21億8,800万円で約1億1,200万円の単年度赤字の発生を見込んでいます。その後は、収入の方が多く単年度黒字と見込んでいますが、平成31年度以降は支出の方が多く単年度赤字になると見込まれます。

この主な要因ですが、1つは退職金です。現行会計制度では退職年度の収益的支出で退職金を支払うことになっています。平成27年度は退職者が5名見込まれていますので大きな金額が発生します。平成28年度以降しばらくは退職者は少ないですが、平成31年度に4名、32年度に3名と退職者が出ます。50代以上の職員が多い職員構成となっていますので、職員の退職が続くこととなります。それ以外の要因としては、平成31年度以降は、工事高の増加により、起債の支払利息が大きくなります。退職金や減価償却費や支払利息は積み上げで試算していますが、その他は、平成21年度から24年度までの4年間で、収入については最小値を、支出については検査、メンテナンスなどで山、谷がありますので最大値で推計しています。現行会計制度では退職者の有無が赤字、黒字に大きく影響しますが、会計制度の改正により、退職金の引当が義務化されますので、今後は平準化されると思っています。

続きまして、平成24年度の決算状況ですが、昨年と対比しています決算概要でご説明させていただきます。平成24年度は約3,900万円の単年度黒字となっています。前年度の平成23年度は約8,300万円の黒字です。平成24年度につきましても県公社からの水利負担金収入がありますので赤字にはなっていませんが、黒字が約4,000万円下がっています。この主な要因は、分担金収入と受託工事収益の減少です。

決算書の19ページをご覧ください。平成24年度決算の総括報告を記載しています。給水収益は、1人当たりの1日の使用水量は、平成23年度は302リットルでしたが、平成24年度は2リットル減少し300リットルとなっています。平成22年度から23年度にかけては、東日本大震災後の節電意識が水道使用量にも影響し一気に

6リットルも下がりましたが、今回は大幅な減少はしていませんが、緩やかに使用水量は減っています。幸い、人口が300人ほど増えましたので、給水収益の下がり幅は微減となっています。事業面では、引き続き老朽管の更新と、新管の布設として南芦屋浜で工事を施工しています。主には、老朽管の更新を中心に工事をしています。

簡単ですが、以上でございます。よろしく申し上げます。

政岡会長) ただいまの説明についてご質問、ご意見等はございますか。

山本委員) 事務局がまとめた審議委員意見要旨の24番について、私が発言した内容のコアの部分が漏れていますので修正をお願いします。第4回審議会におきまして、もちろんホームページでの水道に関する情報提供も大事なんですけれども、今回の市民アンケート結果にもありますように、水道のホームページは見たことがないという結果が出ていたこともありまして、やはり広報、情報提供に関しましては、紙ベースの「広報あしや」を基本に情報発信した方がいいんじゃないかといった趣旨のことを申し上げたんですが、その部分が24番では漏れていますので、加筆をお願いしたいと思います。

政岡会長) ホームページでの広報も必要であるが、見るできない方もおられるため、広報誌での説明も必要ではないかという趣旨でよろしいですか。

山本委員) はい、結構です。

政岡会長) その他に、ご意見ございませんでしょうか。

事務局にパソコンとスクリーンを用意してもらっています。お配りしています。審議委員意見要旨からでも結構ですし、それ以外でも結構です。意見書にどうしても入れたいというご意見がございましたら、事務局に打ち込んでもらって、審議会のまとめ、意見書のベースをつくらせていただきたいと思います。

そうはいつでも、第1回から第5回の審議会委員意見の要旨はたくさんの意見がございまして、ベースになるものを私のほうで出させていただいて、それを基に、この意見をどうしても入れてほしいという形で、後でお話をいただきたいと思います。

前回平成21年度の意見書は、「値上げが必要である。」というトーンでスタートし、そういう締めくくり方をしています。前年度の平成20年度事業収支が赤字であったことと、県公社から水利負担金収入が入ってくるということもなかったもので、赤字は続いていくだろう。いろんなインフラが老朽化し、それを更新するときに、国の財政もそうですし、地方の財政も非常に困難な状況に陥るだろうという大きな感触の中で、やはり値上げを考えながら水道事業をやっていくべきであるという思いで書かせていただきました。

ただ、今回は、前々年度ないしは前年度、今年度もそうですが、県公社からの水利負担金収入の影響もあって、黒字化になる。しばらくこの黒字化が続く中で、さまざまな経営改善を試みてほしいというトーンにできないかと考えています。ですから、今回は値上げありきということはいれなくて、この県公社からの水利負担金収入が入ってくる間に、さまざまな経営努力をやってほしい。その経営努力は、例えばこんなものがあるじゃないですかとか、こういうことを考えてくださ

いというトーンにさせていただけないかなと思います。

いや、そうじゃない、まず値上げがあるべきだというご意見もあってしかるべきだと思いますけれども、今日いただきましたこの収益的収支の見通しを見ましても、平成27年度にたまたま退職者が増えるということで、赤字化が予想されていますが、平成26年度は明らかに黒字です。その後も、平成31年度まで黒字が続いていくという形になっていますので、「値上げありき」の意見書は、今回はどうかと考えています。

また、事務局の説明では、この収益的収支見込表を作成するに当たって収入は最少で、支出は最大で見ているということです。なぜ逆のもの、平均のものも作らないのか、その3種類を見ながら考えていくのが1つのやり方だと思うんです。収入が最少、支出が最大であれば、これは非常に安全サイドに立ち過ぎた見通しじゃないかと思います。それもあり、値上げありきというのは、今回は意見書の基本トーンとしては出さないでおこうと考えています。

それ以外で、今まで出てきた意見の中で、例えば、経営改善のために心がけなさいというベースを2つほど出させていただくとしたら、金岡委員からご指摘があった19番と23番の支払利息についてと、過払いを減らすように阪神水道との交渉をさらに続けていくようには当然残そうと思っています。そういう中で、「今後も1人当たりの使用水量が減っていくだろうという見通しの中で、そうであるならば組織のスリム化も並行して考えていく必要があるということ、県公社からの水利負担金収入のある13年間で考えなさい、13年間というのが長過ぎるのであれば、次の4年間でとりあえずさまざまな経営改善の努力をした上で、それ以降に例えば水道料金制度に関してもう一度議論するべきである。」というのが今考えている意見書の骨子です。

会議をするに当たってベースになる考え方を出さないと、委員の皆様も賛成なり反対なりの意見が出しづらいので、私から代表的な意見ということで出した上で、皆さんの意見を加えさせていただこうと思っています。本日、文章化するところまでは行かないと思いますが、この意見を盛り込んでほしいというものを出していただき、最終的な文章化は、私と西尾会長職務代理者にらせていただければと思いますがいかがでしょうか。

<異議なしの声>

それでは、配付されました審議委員の意見書要旨に限らず、こういう意見をぜひ入れてほしいというのがございましたら、ご発言をお願いいたします。

矢野委員) 料金問題をどうするかということは、意見書の中でも大きな位置を占めると理解した上で発言させていただきますが、前回の意見書では「料金値上げは必要」という意見書にしたが、今回の意見書はそうしないとのことですが、平成37年度までの期間で意見を言うならば、本日の資料8の収益的収支見込について、平成27年度は退職金の支出が大きいので赤字という説明は分かりましたが、平成31年度以降37年度までずっと赤字が続く見込みになっています。この表を見て「料金値上げがない」と断定的に書くことについては、少し疑問がございます。

「値上げをする」と書く必要もないかもしれませんが、「値上げがない」と言

い切れる数字ではないように思います。収入を増やすか支出を減らすかどちらかなのですが、支出を減らす方は、赤字の要因が職員の退職金が主ということであれば、労働債権が一番重たいので、これを減らすのはなかなか難しいと思いますから、それ以外で支出を減らすことができるなら、赤字が減ってくるでしょうし、収入を増やすというのは、事務局の説明を聞いていると難しそうですので、支出が減るならば料金値上げをしなくても良いのではないかというぐらいの表現にしかできないと思います。「値上げの必要がない」と書くのであれば、もう少し丁寧な説明を書き加えるべきではないかと思います。

政岡会長) 矢野委員のご指摘どおりで、「値上げはない」という書き方はできないと思います。前回平成21年度審議会の意見書は、「値上げをすべきである」という書き方をしていますが、今回は値上げに関しては触れないということを申し上げたんです。

矢野委員) 値上げに触れなくてもいいのでしょうか。

政岡会長) 今回は値上げに触れるだけの材料がないと私は思います。

西尾会長職務代理者) 前回の意見書は「値上げをすべきである」という書き方です。直近の2か年は黒字ですが、なぜ黒字になっているかを考えると今回も「値上げ」ということを言っても良いかなと思っていますが、今、黒字なのに何で値上げするんだという市民感覚があると思います。そういう意味で言うと、基本的には、政岡会長が言われたトーンになりますが、矢野委員が言われたように、収支見込を見ると先々は赤字になる、老朽管の更新、耐震化の必要もあり、そういうコストが掛かってくる。3年ぐらいはとりあえず黒字なんで、今値上げということは言わないけれども、いろんなコストの削減、例えば、以前、金岡委員が言われた工事代金の削減や、会長も言われています、管理面でよく見てもっとコスト削減を図るとかをした結果、やはり値上げが必要となった場合は考えないといけないという書き方も必要だと思っています。ですから、前回平成21年度の審議会の時のように「今値上げをしないといけないのでは」とは言えないと思います。

政岡会長) 前回の意見書は、「今値上げが必要」ということではなく、「値上げを織り込んだ形で考えていく必要がある」というものです。

西尾会長職務代理者) ビジョンの期間というのは、経費、コスト削減やアセットマネジメントも含めて、そういうことをきちっとやる期間という捉えの方が良いと思うんです。何年か経つと、矢野委員が言われたように、この収支見込みどおりかわかりませんが、収入は減るわけですから、ある時点では料金改定が必要になることもあるということは書いておきたいと思っています。

政岡会長) 本日の配布資料は、収入は最少で見て、支出は最大で見てのことで、そうすると見事に赤字になります。反対の収入は最大で見て、支出は最少で見たものと、さらにその中間のものを作っていただかないと、皆さん不安になるんです。余りにも金額のぶれが多過ぎますので、値上げの検討も必要という書き方は不適切と感じています。

西尾会長職務代理者と矢野委員のご意見の、経営努力の方に重点を移そうという点では違いがありませんので、書き方になると思います。最終的に文章化した

ものを見ていただいて、ご判断いただいた方が良くないかと思えます。ただ、資料8の収支見込みを見ると、値上げも考えていけないといけない、意見書に盛り込まなければという意見だろうと思うんですが、私は性急だと思います。

野島委員) 平成31年度以降、ずっと赤字じゃないですか。こんなん、赤字ありきの表を作って職員は何しているのと言いたいです。収入から支出を考えないと、収入はないけど、工事をやって赤字になるから値上げしてください、その発想はおかしいと思うんです。努力して赤字になるというならわかるんですが、平成31年度以降ずっと赤字、水道事業はどんな努力してるんだということになる。退職金も、平成27年度に5名出るから赤字になるとのことですが、企業だったら、赤字になったら退職金はないですよ。本庁から出向されてる方は、本庁から本庁在職期間の退職金分を負担していただくということですが、その割合はどれぐらいなんですか。例えば、部長は今年度着任されたんですよね。このまま退職されたら、水道事業から退職金が出るというのはおかしいと思います。市長部局に全額払ってもらおうとか、何か努力していただかないと、退職金のために水道代を値上げいうのも市民としては納得いかないのを考慮してほしいと思います。

それと、今は県公社からの水利負担金収入があるから黒字とのことですが、何か努力しなくても黒字になっているのかなと思ってしまいます。この負担金収入はプールしておいて一遍に使ってしまわないでいただきたい。私たちはなるべく値上げしてほしくないです。消費税は上がる、年金は下がる、住民税も上がる、大切な命の水、水道が値上げというのは市民としてはつらいので、もう少し努力していただきたいです。赤字がとか、老朽管の更新がとか言われたら、私も何とも言えないです。老朽管を見せられたら、もうこんな汚いのは嫌だと思うので本当に直してほしいんですが、直ぐに値上げというのは言えないです。

事務局青田) 経営努力についてはしていく必要があると思っています。退職金は在職した期間割合という、今の制度は仕方がないと思っています。

野島委員) 在籍期間の割合とおっしゃったけどきっちり計算されるんですか。

事務局三井) 退職時の部局で退職金を支出しますが、人事記録を持っておりますので、年度単位で按分しそれぞれの会計で負担します。

野島委員) 在職期間でそれぞれ負担するということですが、水道事業が赤字の時は市長部局から全額補填してもらおうとか、そういうことはできないんですか。

事務局三井) 繰出基準にありませんので無理です。

津川委員) 水道事業としての採算からいいましたら給水単価と供給単価、これが基本になると思います。県公社からの水利負担金収入は、あくまでも臨時的な収入ですよ。水道事業が実際には赤字だということをごどこかで表示してもらわないといけないんじゃないかと思えます。県公社の水利負担金収入がある間に経営を改善するといっても、阪神水道の受水費の過払いは、契約上、平成27年度までは4市で合意した数字ですので変更はできないと思います。値上げの表現はしなくても、赤字なんですよということは市民に理解してもらう必要があるのではないかと思います。前回平成21年度審議会の意見書では「将来値上げは必要」となっていたと思うんですが、今回も、「次期には値上げの必要がある」という項目は入

れていただかないといけないのではと思いますが。

政岡会長) 他に、ご意見いかがでしょうか。

小湊委員) 従前の答申を見ますと、何回か値上げをされている時の答申の理由の一つに、「累積赤字の解消」ということが必ず入っていたと思うんです。値上げをされて累積赤字は若干減ってるかもしれないですが、根本的には目標どおりには減っていない。単年度の営業収支だけを見ると赤字です。「今回は値上げせずに」という方向で良いと思うんですが、累積赤字が巨額に残存してるということ、それから将来的に老朽管の更新とか、耐震工事なんかも控えているということを考えて、やっぱり「将来的には値上げもやむを得ない」ということは、どういう形で入れるかはあるとは思いますが、表現として織り込むべきではないかと思えます。

西尾会長職務代理者) 平成26年度から予定されている地方公営企業会計制度の改正で、芦屋市の場合、累積欠損金がなくなります。

小湊委員) 累積欠損金はどこに行くのですか。

西尾会長職務代理者) 制度改正により、財政上の実態は変わらないが、累積欠損金は消えます。ですから、累積赤字がありますというのは書き難いというのはあります。先ほど、黒字が出ている以上、市民感覚からも、値上げのトーンは言えないと申し上げましたが、津川委員が言われたように、営業収支というか、給水単価より供給原価が高いという状態を放っておいても良いということではありません。原価をできるだけ下げる努力をするけれども、今の状態は営業損失、収支的には赤字の状態ですということは何かで示したほうが良いというのは同感です。

事務局三井) 供給単価とは水を売ったときの1 m³当たりの平均的な単価で、供給原価とは水を1 m³つくるための単価です。平成24年度決算では、供給単価が167.05円、給水原価が191.45円となっていますので、24.40円のマイナスとなっており、水をつくっても赤字、売れば売るほど赤字となっています。水の売り上げ以外の収益で黒字になっているということです。

それと、県公社からの水利負担金収入はあくまでも臨時な収入と考えています。お金に色はつけられませんが、通常の運転資金に使うのではなく、老朽管改良等で起債をお借りしていますが、起債の借入の縮減に使います。

政岡会長) 値上げを絶対しちゃいけないとか、値上げは不要であるとかいうことは言えないんですが、今の水道事業の状況では、前回平成21年度のように値上げを織り込むような意見書も書けないんです。例えば、文章で書くとしたら、「ベースには供給原価、給水原価があって、いずれかの段階で値上げが必要になるかと思うが、しかし、例えば、値上げの割合をできるだけ低くするべく、次のような改善を行う必要がある。」という書き方なら良いと思います。ただ、給水原価には、例えば過払いの金額が入っているし、減価償却費、水道起債の支払金利も入っています。例えば、平成41年度までのトータルで136億円の整備計画を5%安くする努力をすれば、減価償却費や支払金利が減って、コストが下がる要因になっていくんです。そういうことをやってくださいという書きの方が良いと思えます。

西尾会長職務代理者) 営業収支がコスト割れしているのです、企業的に言うと、これは値上げなんです。ですが、公共事業というか水道事業の場合、黒字という場合は、今すぐ値上げということは難しいだろうと思います。会長がおっしゃられたことは、ここで少しだけ余裕というか、期間ができたので、もう一遍ちゃんと原価を洗い直して、いろんなことをきっちりしましょう、次の審議会まではそういう期間じゃないかというお話ですよ。

政岡会長) はい、そうです。

西尾会長職務代理者) 水道事業運営は厳しい状況ですから、ちゃんとやらないといけませんよということは書かないといけないと思います。

政岡会長) 全体的なトーンはよろしいでしょうか。前回平成21年度の意見書は「値上げの検討」ということを文章化しましたが、今回はそれには触れない。ただ、仮に触れるとすれば、供給原価、給水原価の数字を使わせていただいて、定常的なベースでは赤字になっているんだから、「仮に何年か後に値上げを考えざるを得ない時に、その値上げ幅を少しでも低くするような経営努力を今から開始して行ってほしい。」というニュアンスの意見書にしたいと思っています。

山本委員) この場の発言として適切かどうかということもあるんですが、意見書をまとめられる際に、よりよくまとめていただきたいという意味での発言ですが、私も、金岡委員の19番と20番の発言はごもつともですし、支払利息を引き下げる努力は当然必要で、意見書の中に入れるべき内容と思っていますが、一方で、借入金の関係で言いますと、繰上償還は法律で決まっています、国会からも資金、財政投融资特別会計の蓄えが枯渇しているため、国の財政の健全性ということも一方で言われており、国の財政制度審議会におきましても、これ以上の繰上償還は認めるべきでないといったような議論もされています。支払利息を引き下げる努力は、今後も引き続き行っていただく必要はありますが、一方で、国の機関における議論もされておりますことから、審議会の意見書としてまとめられる際に、国の議論との関係で、齟齬が無いまとめ方をお願いしたいという思いがありまして、一言申し上げさせていただいた次第です。

政岡会長) 答申ではなく意見書ですので、こうなさいという書き方はできないと思います。こういう努力をしてくださいという内容でまとめることになると思います。ですから、国の制度や関係を見ない交渉をしないという書き方は一切できないと思います。でも、仮に国の制度が動いた時に、すかさず交渉するというのは必要だと思いますので、指摘はしておいた方が良いでしょう。

山本委員) 私もその努力はしなければいけないし、引き続きすべきだと思っています。水道部局でそれをされていることは承知していますが、いかんせん市の努力だけではいかんともしがたい部分もありまして、その辺も留意が必要かと思いい見させていただきます。

政岡会長) 表現としては「努力をしてください。」というような意見であると思います。変動費についても、過去分を絶対取り戻さないという書き方ではなく、こういうのが過去にあるんだから、今後は変動費を差し引いた分で支払うよう交渉を続けてほしいという意見書にしたいと思っています。山本委員からお話がありま

したように、大きな枠組みの中で相手があつての話になりますので、「こうしなさい」という書き方は、今回は避けようと思っています。ただ、この変動費は使っていない分まで過去払ってる、今後も払うのは良くないと思いますので、意見としては残そうと思っています。

西尾会長職務代理者) 変動費は実際には14.64%もないと思いますので、数字は出されない方が良くと思います。会長が言われたように、未使用部分の変動費は払う必要はないと思うんで、阪神水道に対して、未使用部分の変動費をきちっと計算しなさいということないんじゃないですか。

政岡会長) 今後は払わないと。

西尾会長職務代理者) そう、そのための交渉をしなさいという書き方になるのかなと思っています。先ほどの支払利息についても、「絶対取りなさい」ということではなくて、審議会の意見としては、「努力してほしい」という書き方にしたほうが良いと思います。山本委員が言われたことはよくわかります。

政岡会長) 他に、ご意見はございますか。

金岡委員) 第3回審議会の資料4で給水原価の内訳がありますが、懸命に働いておられる職員さんの給料が12%であるにもかかわらず、支払利息が16%の原価率だという資料をいただいたので、利息の割合が多いというのはおかしいんじゃないかと思ったわけです。一般の家庭とは違い少し努力すると大きなお金が動く、例えば、1%、2%動いただけで億にもなるので、いろんな努力をしていただきたいということなんです。

政岡会長) 今のご意見を文章化できますか。人件費率は12%とおっしゃいましたか。

金岡委員) 資料4では、給与の構成率は12.20%。支払利息の構成率は16.21%。

事務局三井) 資料4は阪神水道の数字です。平成24年度の決算書を見ていただけますか。37ページに、本市水道事業の原価の構成割合を記載させていただいています。この「目的別構成」をご覧ください。本市の場合は、1 m³の原価が税抜きで191.45円です。このうち、人件費が38.48円。割合では20.1%で、支払利息は7.6円で、割合では4%となっています。金岡委員は阪神水道の資料からご指摘いただきましたが、本市でも支払利息を下げればもっと浮くんじゃないかということと同じだと思っています。

西尾会長職務代理者) 阪神水道だけではなく芦屋市にも当てはまるとは思います、全体が大きいので1%でも下げることができたらかなり減るとおっしゃっていた意見が頭に残っています。やはりある程度規模があるので、少しでも値切るというか、会長がよく管理会計と言われていますが、物を発注したり、物を買ったりする時にその辺を考えてやられると、少しでも費用が浮くと思いますので、その辺のことは意見書に入れておいた方が良くと思います。

政岡会長) 金岡委員がご指摘されたように、ちょっとポイントを下げただけで相当の金額が動くのは間違いはないんです。給水原価で支払利息が4%ある、これを少しでも下げるべきであるという意見は出すべきだと思います。

西尾会長職務代理者) からもご指摘がありましたように、金岡委員は工事のこともおっしゃったと思います。工事費は全体で136億円ありますが、5%ずつでも削

減する努力をすれば7億円の削減になるんです。だから、目標をきっちりと定めてもらって、目標管理をしていくことが必要で、そういう体制に早く持って行ってくださいということです。以前に事務局も、工事費の136億円の3割、4割のカットは無理だけでも、5%ぐらいであれば、自分たちの努力で何とかやれる数字という説明もあったと思います。金岡委員から補足はございますか。

金岡委員) 一般市民が水道事業に関心を持つということが大事だと思います。私は、個人的なことですが、芦屋市の広報に「雨水タンクを設置しませんか」という広報が出ましたので、わずかばかりの協力でもと思い、雨水を貯めるタンクを設置しました。そうすると、上下水道というものに対して関心を持つことになりました。ほんのわずかなきっかけですが、芦屋市が努力なさっている、上下水道に関しての関心を持つということを、何かのきっかけがあれば持つことになると思います。私はそうでした。無関心が一番いけないことだと思います。今はいろんなチャンネルがあります。雨水タンクの設置をすることによって、水というものに対してアンテナを張ることになりますので、市民も行政のことを理解できるという部分があるかもしれません。そういうことを少しなさったらどうかなと思います。

野島委員) 私も雨水タンクにすごく関心があったんですが、設置するの、市から補助はいただけるんですが、ある程度の費用が要ります。費用を投資してもどれだけの水道代が減るのが分かりませんでしたので止めたんですが、「Aさんはこれを設置して水道料金がこれだけ減った。」とかを広報していただいたら、もっと市民の方が関心を寄せられるんじゃないかと思います。

政岡会長) 山本委員がご指摘されたように、「広報あしや」を通じてより市民に水道事業の関心を持ってもらうような努力を今後とも続けるべきであるということと合致します。幅広く水道事業を理解してもらう、これは意見に盛り込みたいと思います。

それでは、10分休憩をとりまして、11時から再開したいと思います。

< 10 : 50 ~ 11 : 00 休憩 >

政岡会長) それでは、水道事業経営審議会を再開させていただきます。

文章化まで行きませんが考え方ということで箇条書きにしたものを画面に映し出しています。給水原価、供給原価は数字がありますから、それを示した上で営業ベースでは赤字であるが、平成37年度まで年間約1億円ある県公社からの水利負担金収入がある間、例えば、今回の経営審議会開催までに以下の経営努力を行ってほしい。

次に、芦屋市の過払いについて。変動費で使っていない分まで払うのは。

西尾会長職務代理者) 阪神水道の変動費が14.64%というのはいかななものでしょうか。未使用分の変動費は今後払わないという交渉をしないといけないということ。それと、阪神水道に変動費と固定費をちゃんと分けられるような原価計算をして、情報を出させるということです。意見書はそれで良いと思うんです。

政岡会長) 芦屋市もこれぐらいの変動費ですか。

事務局三井) 芦屋市は自然流下方式で電力使用量も少ないですし、原水の状況も良いので薬品の使用量も少ないので、変動費の割合は阪神水道よりかなり少ないです。

西尾会長職務代理者) 会計的に変動費と固定費に単純に分けると、動力費や薬品費は変動費になってしまうんですが、1 m³つくったときにいくら増えるかというのが本来の変動費なんで、阪神水道から出ている資料ではそういう計算はできてないと思うんです。

事務局三井) そういう計算方法で出されたものではありません。

西尾会長職務代理者) そういう計算をしてもらわないと、未使用分の変動費は出てこないと思います。阪神水道の給水原価のうち変動費部分が14.64%だから、芦屋市の過払い累計額の21億円に掛けた3億円が未使用の変動費になると断定的に言うのは間違いだと思います。変動費部分全部が払い過ぎかどうか言えないんです。阪神水道は責任水量制でそのような計算をしていませんので、未使用分の変動費をきちっと分けて計算してほしい、払わなくても良い交渉をしてほしいという書き方で良いと思います。

政岡会長) この資料が正確性に欠けるということであればそうなりますが、ではこの資料は何のためにもらったのかということになるんです。それはどうなんですか。

西尾会長職務代理者) 会計的に固定費と変動費ということであればこの資料の数字になると思います。しかし、過払い分の変動費分を計算する数字は違うと思います。過払い分の変動費を計算するには、会計的に変動費に分類するものでも電力などの基本料金などは外さないといけないし、薬品費も水を1 m³つくる時にいくらかかるか、使わなかった数量などを出さないといけないが、提出された資料はそういう数字にはなっていないと思います。阪神水道にはそのデータを出してほしかったんですが、そういうデータは作っていないということで、給水原価の内訳を出してこられた。数字をどうしても書く必要があるのであれば、例えば、「配付された資料の変動費と書かれている割合から推定するところなる。」という書き方であれば理解できますが、断定的に書くのはいかがなものでしょうか。

政岡会長) 未使用分の変動費を払うのは良くないというのは、西尾会長職務代理者も同じ思いでしょう。

西尾会長職務代理者) 同意見です。

政岡会長) ところが数字そのものが信頼できるかどうか、議論に足りるかどうかということですが、信頼できないとなると意見には書けないということになってしまいます。私が、第2回審議会で阪神水道の方に趣旨を説明し資料作成をお願いし、第3回審議会で出てきましたので、私の依頼の趣旨が反映された資料だと理解しています。その数字が私の依頼の趣旨が反映されていないんだとなると、この数字は使えないということになってしまいます。

事務局三井) 第2回審議会の水道視察時に、会長から工程毎の費用の資料提供のお話がありました際に、阪神水道は「工程毎の資料提供は難しい」ということで、固定費と変動費の区分が分かる資料の提出ということになりました。資料4は阪

神水道の平成23年度の決算状況をまとめたものです。変動費については、日本水道協会が水道料金算定要領で、原価の分解は「需要家費」、「固定費」、「変動費」の3つ定められています。動力費、薬品費の全額が変動費となっていますので、阪神水道の給水原価の費目毎の内訳を出してもらっています。資料の数字は平成23年度の決算数字ですので、実際に水をつくれた費用となっています。阪神水道は責任水量制を採用していますが、芦屋市や尼崎市は全量使い切れていません。予算を作成する際には、全量水をつくる費用を予算措置するのではなく、実際に水が使用される水量を想定して予算措置をしていますので、芦屋市などが使い切れなかった水量の変動費がいくらになるのかは把握していません。その数字を出すことは現時点では無理とのことでした。

前回平成21年度の審議会から「阪神水道の配分水量の更なる削減と未使用分の変動費を除いた費用負担について改善努力をすること。」というご意見をいただきました。審議会以降、担当課長会等機会あるたびに要望を行っています。現在、阪神水道の次期財政計画に向けて協議を行っていますが、構成市間でも水事情が異なりますので、阪神水道もどういう費用負担が一番公平になるのかというところを模索しているところです。

ですから、提出された資料は決算書の数値で、会計上変動費が約14%というのは間違ったものではありません。しかし、この変動費の中には、電力料金の基本料金等の固定費部分もありますし、固定費となっている部分にも職員の時間外手当等のように変動費部分もあります。過払いのうち、変動費部分ということになりますと、全量水をつくれた場合の経費と実際につくれた水の経費を比較して、変動費部分を出すということになります。しかし、資料の数字はそういうものではありませんし、阪神水道もその数字を算出するのは無理だとのことですので、この資料の数字を使って、次のステップのことを指摘した場合、目をむいた数字になってしまうというのが正直な感想です。

西尾会長職務代理者) 資料4の給水原価は、水をつくるのに必要だった費用の総額をつくれた水の水量で割って、1 m³当たりの原価を算出しています。例えば、阪神水道が1 m³の水をつくるのに100円としたら、変動費は14円ということになります。給水原価の1 m³100円というのは平均であって、最初に水1 m³つくる時は、1 m³100円ではつukれないですし、過払い分は上澄みの部分なんで、1 m³100円も掛からないです。会計的に給水原価は100円で変動費が14円というのは間違っていないが、芦屋市の過払い分が1,000 m³あるから、給水原価の1 m³100円を乗じて、変動費の割合が14%だから14,000円が払いすぎだというのはいかがなものでしょうか。上澄み分の単価はもっと安いはずです。数字を出すのであれば、「配布された資料によると」とかの注釈を入れる必要があると思います。

政岡会長) 我々は提示された資料でしか判断することはできません。資料を基に計算するところになりますというのは、提示する必要があると思います。

津川委員) 阪神水道からの資料の数値は、平成23年度決算の実績値から出した固定費と変動費だと思います。民間での操業度の問題になるわけですね。実績数値と計画数値を比較して、年初の計画より実績は変わっている。その変わっている分が

変動費になる。例えば操業率が落ちたから102%になったとすると、この2%分が過払いになるんじゃないかと思っています。ですから、平成23年度だけではなく、22年度、21年度と実績を分析したら、それぞれ変動費の数字は違うと思います。それは、西尾会長職務代理者が言われるように、原価コストの考え方で、この変動費全体が過払いになるのではなくて、実際に変動したある単位ごとの出た分が100でしたら、本来100%の分が90%のためにコストが増えたと。その分の変動費分が過払いになったという解釈をしないとダメじゃないかと思っています。

政岡会長) 「単純に計算すると」という表現でもいいのではないのでしょうか。今後、過払いの中にこの変動費分は払わないという方向で交渉していただきたいということです。過去の分を取り戻せと書くつもりはありません。津川委員がおっしゃったように過去に遡ってみる必要もあるでしょうし、西尾会長職務代理者がおっしゃっている限界利益の考え方も出してこないといけないでしょうが、それをやるには、私たちにデータが示されていません。

今後過払いは7,000万円ぐらい続いていくんです。14%といっても1,000万円ぐらいになるわけです。数字も示して、有利な形で阪神水道と交渉してもらう方が良く思うんです。だから、過払い金額をできるだけ減らす努力については、過去2回の審議会と同じ「今後の過払い分に関しては、変動費部分を払わないよう交渉してほしい。」というトーンで書いていきたいと思っています。

他にございますでしょうか。

山本委員) 19番の「公共事業体では通ずる理論かもしれないが、一般市民から妥当かは疑問である。」という部分は微妙な気がします。一般市民から見たら、そういう言い方も射てる言い方だとは思いますが、先ほど申しましたように、国の審議会等においては公共機関にお勤めでない方も、繰上償還についてはいかがなものかといった意見も出されたりしていますので、「疑問である」というのは少しきつい表現かと思っています。

政岡会長) 支払い利息を減らす、是正する努力をしてほしいというのは意見書に入れるべきだと思います。ご発言いただきました金岡委員さん、修正についてはいかがでしょうか。

金岡委員) 私は、一般市民としてこの会議に参加させてもらっておりますので、一般市民がそのような感覚を持っておりますということを申し上げたわけで、いろんな事情があるということはわかりますが、一般市民としての発言として残していただけたらと思います。意見書のまとめについては、会長に一任しています。

政岡会長) 金岡委員がおっしゃるとおり、市民感覚からの意見書であるべきです。ですから、私の意見も、西尾会長職務代理者、矢野委員、津川委員のように、非常に会計に卓越した方から言うと、ちょっと乱暴過ぎる意見かも知れませんが市民感覚で良いと思うんです。

前回平成21年度の意見書の過払いに関しても、限りなくゼロに持っていくようにと書いたんですが、正に市民感覚です。実際にはゼロにするということは非常に難しいけれども、事務局もその意見書を上手く活用していただいて、年間に1億4,000万円あった過払い金額を7,000万円まで減らしているんです。更に減らす

ために交渉していく必要がありますが、ゼロにするというのは、私もまず不可能だと思います。でも、市民感覚としては、1円でも無駄じゃないかということがあるんです。

次の柱として、水道に関心を持ってもらうように、広報活動を高めるということですね。「広報あしや」でも良いですし、ネットでの発信もあるでしょうし。関心を持ってもらえるように広報活動に引き続き努力してほしいということですね。

その他の意見はどうでしょうか、たくさんのご意見をいただいています。意見書に入れる項目としては、工事費に関して5%程度でも削減を行うような経営努力、それをチェック、評価するようなシステムづくりをぜひ進めていただきたいということでしょうか。

津川委員) 技術の伝承は間違いなくやっていただきたいと思います。

政岡会長) 事務局に確認いたしますが、意見書の提出や市議会との関係はどうなっていますか。

事務局三井) 意見書の取りまとめにつきましては、政岡会長と西尾会長職務代理者にご一任ということは委員の皆様にご承認いただきました。今後お二人で意見書を作成いただき、市長にご提出いただきます。市長に提出後、委員の皆様にご意見書を郵送させていただきます。市議会に対しましては、事務局から市議会にお渡しします。場合によっては、説明聴取の場合がありますが、事務局で対応させていただきます。

政岡会長) わかりました。来年度に、元メンバーということになるんでしょうが、お集まりいただいて、事業状況のご説明をいただけると理解してよろしいですか。

事務局三井) はい状況説明会は毎年度実施いたします。新会計制度について8月に説明を予定していましたができませんでしたので、3月か4月に説明をさせていただきますと思います。

また、芦屋市水道ビジョン(案)をお示しいたしましたが、委員の皆様から様々なご意見をいただきました。委員の皆様のご意見も踏まえ、また、平成24年度決算値への時点修正も含め再度精査をいたしまして、3月ごろには公開したいと思っています。

政岡会長) 少し時間も過ぎています。その他のご意見はございませんでしょうか。

<なしの声>

事務局青田) 審議会終了にあたりお礼のご挨拶をさせていただきますたく存じます。

2月16日の第1回審議会から本日まで、本市水道事業の経営のあり方につきまして熱心にご議論いただき誠にありがとうございました。本来、市長が出席し、ご挨拶させていただくべきですが、あいにく公務の関係で出席できませんことをおわびいたします。

第1回の審議会で、市長から、累積欠損金を抱えたままで厳しい水道事業経営が見込まれるが、平成26年度から平成29年度までの次期財政計画の間においては、現行の水道料金の体系を維持したい。料金改定をしない中での水道事業の経営のあり方についてご論議いただきたいと依頼させていただいたところでございま

す。

今回の審議会では、現状と課題、市民アンケートの結果の説明、それから、一部ではございましたが、水道施設と阪神水道の水道施設の現地見学もしていただきました。芦屋市水道ビジョンの改訂案等の資料をご提示させていただきました。資料につきましてはわかりにくいところもあったかと思えます。このあたりについては反省するところもございますが、この審議会のまとめにつきましては、政岡会長をはじめ委員の皆様方のご協力で意見書がまとまったと思っています。特に政岡会長には、お忙しい中、会長を引き受けていただきまして、審議会を取りまとめていただき、非常にありがたく、感謝申し上げます。

事業経営につきましては、平成23年度から開始されています県公社の水利負担金収入がございますので単年度黒字とはなっていますが、再三申し上げておりますように、使用水量の減少により給水収益が減少し、分担金の収入も減少していますので経営環境は非常に厳しいものがございます。今回まとめていただきました意見を踏まえて、安心・安定、おいしい水道水を持続して供給できるような芦屋市水道ビジョンを着実に実行してまいりたいと思いますので、どうぞ今後ともご支援のほどお願いいたします。

簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。

政岡会長) ありがとうございます。

2月の第1回審議会からの、委員の皆様のご協力ありがとうございました。では、これで水道事業経営審議会を閉会したいと思います。どうもお疲れさまでした。

閉 会 11 : 45